

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

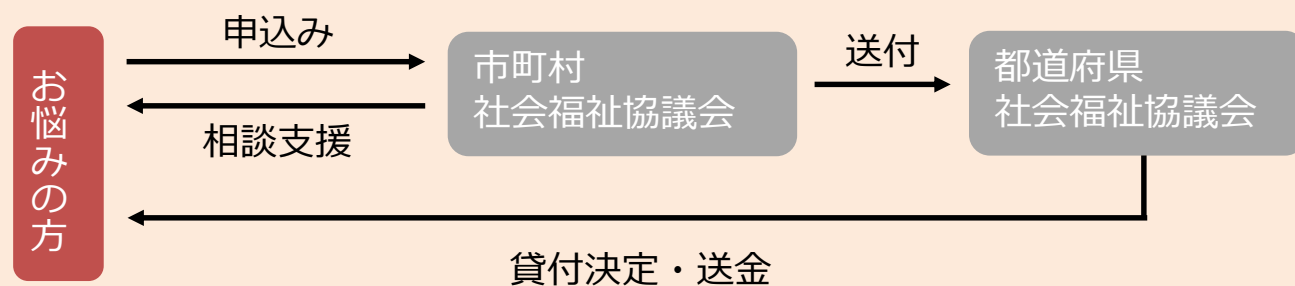
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、下記問い合わせ先へお願いします。

貸付手続きの流れ



受付開始日：令和2年3月25日(水) ※土曜、日曜、祝日は除く

お問合せ先：お住まいの市町村の社会福祉協議会
(別紙一覧参照)

実施主体：栃木県社会福祉協議会 福祉資金課

留意事項

- ・ 世帯単位での貸付となります。
- ・ 市町村社会福祉協議会で申込を受け付けた後、栃木県社会福祉協議会で審査を行いますので、審査の結果、貸付できない場合もあります。
- ・ お申込みの受付から貸付の実施まで、緊急小口資金は1～2週間程度、総合支援資金は3～4週間程度かかります。あらかじめご了承ください。
- ・ 反社会的勢力(暴力団等)、生活保護受給世帯は貸付の対象外となります。

休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■貸付上限額

10万円以内

※下記のいずれかに該当する場合は

20万円以内

- ・世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるとき
- ・世帯員に要介護者がいるとき
- ・世帯員が4人以上いるとき
- ・世帯員に休業した小学校等に通う子等の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
- ・世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- ・その他、特に資金需要があると認められるとき

■据置期間

1年以内

■償還期限

据置期間経過後2年以内

※償還期限を過ぎた場合、年3.0%の延滞利子が発生します。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込に必要なもの

- ・本人の氏名・住所が確認できる書類（運転免許証、健康保険証等）
- ・世帯全員分の住民票（マイナンバー記載不要、続柄記載、発行後3か月以内、コピー不可）
- ・収入が減少したことが分かる書類
- ・資金の振込先を確認できる通帳またはキャッシュカード
- ・銀行印

■申込先

住所を有する市町の社会福祉協議会

失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■貸付上限額

- ・（2人以上の世帯）月20万円以内
- ・（単身世帯）月15万円以内

貸付期間：原則3月以内

■申込先

住所を有する市町の社会福祉協議会

■据置期間 1年以内

■償還期限

据置期間経過後10年以内

※償還期限を過ぎた場合、年3.0%の延滞利子が発生します。

■貸付利子・保証人 無利子・不要

■申込に必要なもの

- ・本人の氏名・住所が確認できる書類（原則として健康保険証。運転免許証等顔写真が貼付された証明書でも可）
- ・世帯全員分の住民票（マイナンバー記載不要、続柄記載、発行後3か月以内、コピー不可）
- ・収入が減少したことが分かる書類
- ・資金の振込先を確認できる通帳またはキャッシュカード
- ・銀行印

※借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めるときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。